学校における新型コロナウイルス感染症対策　鹿沼市立東中学校

R3,4,1現在

「鹿沼市小中学校における新型コロナウイルスの感染対策マニュアル」鹿沼市教育委員会（令和3年３月10日）に基づき、感染対策のポイント「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」について、以下のように取り組むものとする。また今後の感染状況により、最新の対策マニュアルに準じて、指導の方針を変えるものとする。

１．　感染源を絶つこと

（１）発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

発熱等の風邪の症状がある場合には、生徒および教職員等は自宅で休養することを徹底する（レベル３の地域では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とする）。

また、生徒および教職員、またそれらの同居の家族がPCR検査を受けることになった場合、検査結果が出るまで自宅で待機する。

＜発熱に関する対応について＞

①まずは平熱を把握する。

※毎日同じ時間に、同じ計器を用いて同じ測定場所（腋窩、口腔、鼓膜など）で検温を行う。１週間程度計測を行い、平均を平熱とする。

※できれば朝起きてすぐ、安静な状態で計測を行うことが望ましい。

②『発熱』とは平熱よりどの程度高いかで判断すべきものであり、平熱より１℃以上高い場合は、生徒および教職員等も自宅で休養することを徹底する。

（レベル3の対象地域になった場合は、０．５℃以上の高い状態で同様の対応とする）

③発熱等の明確な症状がなくても、倦怠感等の症状がある場合は、かかりつけの医療機関に相談する。

※「何となく変、何となくおかしい」といった、いつもと違う感覚『Notdoing well』が大切である。

④検温を忘れて登校した生徒がいた場合には、教室に入る前に、検温を行いながら、体調に異常がないか、家族の健康状態等について問診を行い、熱および体調の異常がなかった場合は教室へ移動させる。

表．地域の感染レベルに応じた発熱対応の目安

地域の感染レベル	熱の状態
レベル３	平熱より0.5℃高い状態
レベル２	平熱より1.0℃高い状態
レベル１	

※±０．５℃程度の変動は日常起こりうるため、平熱よりも０．５℃以上高く　なった場合には、問診での様子および同居の家族の健康状態等の状況を鑑みて柔軟な判断・対応を行う。

（２）生徒・教職員の健康観察の徹底

学校では、生徒や教職員が休みやすい環境作りに努めるとともに、以下のように健康観察を徹底する。

① 学校への登校・出勤前に、必ず家庭で検温を行い、風邪症状等を確認する。

② 生徒については、健康観察カードを活用し、登校時、教室入室前に持参した健康観察カードを教師が確認し、健康状態を把握する。

※健康観察カードは、個人情報の観点から回収や配布の仕方に注意する。

③ 検温を忘れた生徒は、保健室前で検温する。

④ 発熱やかぜ症状等がある場合は、自宅で休養するように保護者へ周知を図る。

⑤ 医療的ケアが必要な生徒の中でも、呼吸器の機能の障害のある者や、基礎疾患等がある生徒については保護者と主治医が相談の上、登校について判断する。

⑥ 登校後、発熱や風邪症状等が確認された場合は早退とする。早退するまでに迎えなどで待機が必要な場合は、本人や他の生徒に配慮し、状況に応じて別室等を利用する。

※教職員の検温・体調チェックも同様に行い、自宅で休養させる。

⑦ 授業始め、授業中、休み時間、放課後等も、可能な限り健康観察（熱中症を含め体調確認）を行う。

⑧ 下記の状態がみられるときは、栃木県新型コロナウイルスコールセンターや県西健康福祉センターへの相談を指導する。

ア 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、味覚障害、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

イ 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）があり発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

ウ 発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が数日続く場合

【電話相談窓口】

〇栃木県新型コロナウイルスコールセンター

電話番号 0570-052-092対応：24時間（土日、祝日を含む）

〇県西健康福祉センター

電話番号 0289-62-6225対応：平日および土曜

８時 30 分～17 時 15 分

（３）家庭との連携

学校内での感染拡大を防ぐには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要である。よって学校は、家庭に対する積極的な情報発信を心がけるとともに、保護者の理解と協力のもと、下記に示すような「新しい生活様式」の実践の協力を得て、校内での感染およびクラスターの防止、感染者等の人権的配慮などに努める。

◆家庭の協力を得て進めること

①マスクの着用や手洗いの徹底等

②毎日の登校前の健康観察

③発熱等の風邪症状が見られる場合（家族等も含む）は、かかりつけの医療機関に相談をした上で、生徒を登校させる。

④休日において不要不急の外出をさける。

⑤友人同士の家庭間の行き来や家族ぐるみの交流による接触を控える。

◆特に家庭の協力を得て進めること

❶生徒に発熱等のかぜ症状がある場合、無理をせず自宅で休養する。

❷同居の家族がPCR検査を受けることになった場合、検査結果が出るまで自宅で待機する。

❸生徒がPCR検査を受けることになった場合、必ず学校へ連絡をする。

❹生徒が感染者および濃厚接触者と判定された場合、速やかに学校へ連絡する。

❺学校において感染者や濃厚接触者が発生した場合、その人物を特定しようとしたり、個人のプライバシーを侵害したりしない。

２．感染経路を断つこと

（１）日常の感染症対策の徹底

感染症対策で重要な飛沫感染と接触感染の防止については、以下のように対策を徹底する。

① こまめな手洗いの徹底

下記の機会において、生徒が自主的に手洗いを行うよう指導する。

・学校への登校後（教室に入る前）
・給食の前後
・体育や清掃の前後
・トイレの後
・くしゃみをしたり、鼻をかんだりした後
・多くの人が触れる場所や共用の教材・教具、情報機器等を触れる前後
・帰宅後など

※毎日、清潔なハンカチを携行するよう指導する。（貸し借りはしない）

※生徒が手洗いを行う際には、手洗い場が密集しないよう、間隔を空ける。

※下膳後の片づけを行った給食当番には、特に手洗い・消毒を徹底させる。

② 換気の徹底

感染を予防するために、以下の点に留意して適宜換気を行う。

ア 出入り口と窓側の2方向を、10～20㎝は常時開けておく。

イ 休み時間とフレッシュタイムに、数分間、窓を開けて換気をする。

※本校では授業中の換気タイムを「フレッシュタイム」と呼んでいる。

ウ 空調利用時においても、必ず換気を行う。

エ 窓のない部屋については、常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなど十分に

換気に努める。また、体育館のような広く天井の高い部屋であっても、換気を行うようにする。

オ 換気扇等の換気設備がある場合、常時運転をする。

カ 冬季は窓を開けづらい時期であるが、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるため、可能な限り前述の換気を徹底する。

キ 室温等に注意し、必要に応じて生徒の服装等についても配慮する。

※換気の程度は、天気や教室の位置等によって異なるため、必要に応じて学校医および学校薬剤師に相談する。

③清掃・消毒

学校生活の中で、消毒によりウイルスを全て死滅させることは困難である。そのため、下記を参考にしつつ、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れる。また、家庭用洗剤等を用いる消毒については、発達段階に応じて生徒が行っても差し支えないものとする。

ア 普段の清掃・消毒のポイント

- 床は通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業はしない。
- 机、椅子については、特別教室は、最後の授業終了後あるいは放課後、普通教室については、生徒が下校した後、消毒を行う。
- 大勢がよく触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、１日に１回、消毒する。トイレや洗面所についても同様とする。
- 清掃道具など共有するものについては、他の生徒も使用するため、清掃終了御と放課後に消毒するとともに、使用前後の手洗いを徹底する。

イ 消毒の方法等について

- 物の表面の消毒には、消毒用エタノール、0.05%次亜塩素酸ナトリウム消毒液等を使用する。学校薬剤師等と連携する。
- 人がいる環境において、消毒等を空間噴霧して使用することは控える。
- 換気を十分に行う。

ウ 感染者が発生した場合の消毒について

- 生徒や教職員等の感染が判明した場合には、県西健康福祉センター、教育委員会および学校薬剤師等と連携をして消毒を行う。
- 当該感染者が活動した範囲を特定し、汚染が想定されるもの（当該感染者が高頻度で触れたもの）を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒する。
- 症状のない濃厚接触者が触ったものに対する消毒は不要である。
- 消毒できていない箇所は、ウイルスの生存期間を考慮して、２４～７２時間程度立ち入り禁止とする等の処置も考える。
- トイレの消毒については、消毒用エタノールまたは0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用する。

④生徒や教職員等のマスク着用の徹底

マスクの着用の指導において、下記のことに留意する。

ア　清潔なものを鼻と口の部分を覆うようにつける。

イ　原則、登下校時もマスクを着用する。

ウ　マスクが準備できない、もしくは忘れてしまった生徒に対しては、状況に応じて学校のマスクを配布する。

エ　マスクをはずしたときに、衛生的に管理できるようビニール袋等マスク入れを準備させる。（予備マスクも持参）

※その際、ビニール袋には、必ず記名をするよう指導する。

オ　気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、登下校時も含め、健康被害が発生する恐れがあるため、マスクを外すよう指導する。熱中症への対応を優先させる。

カ　体育の授業等においても、活動内容や状況に応じてマスクを着用勧める。

※空調設備がある環境においては、室温を適切に管理しながら生徒の観察を十分に行うようにする。屋外や空調設備がない環境においては、人と十分な距離を確保し、会話を控えるなどを行った上で、マスクを外させるとともに、生徒の服装等についても留意する。

⑤咳エチケットの指導の徹底

咳が出るときは、鼻や口を手で押さえるように指導する。

⑥学校の保健管理の徹底

下記のことを留意し、適切に学校の保健・衛生管理を行う。

ア　学校医や学校薬剤師等と連携した学校の保健管理体制を整え、新型コロナウイルス感染症対策や学校環境衛生等の対応について確認する。

イ　教室やトイレなどで、多くの生徒等や教職員が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用の教材、教具、情報機器などは１日1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して消毒を行い、学校環境衛生を良好に保つ。

ウ　生徒が触れる用具や備品については、できる限り共用を避けるようにする。共用を避けるのが難しい物や十分な消毒ができない物（図書室の本など）については、感染を防止するため、使用前後の手洗いを徹底するよう指導する。

⑦配席に関する配慮の徹底

生徒同士の身体的距離を、可能な限り確保できるよう下記のことに留意する。

ア　教室等における指導の際には、生徒の席の間は、可能な限り離すようにする。生徒間の距離がとれない場合は、会話を控えたり換気を強化したりする。

イ　対面にしない。

ウ　グループ活動を行う場合には、複数の教室や廊下等を利用し、生徒が近距離で会話をしないようにするなどの配慮をする。

エ　空き教室等の授業等での活用も考える。

オ　教育活動内の生徒の動きに関して、密集や接触を避けるために、移動時の生徒の動線を検討する。

（２）学校給食の実施

学校給食の実施については、「学校給食衛生管理基準」の遵守を徹底するとともに、以下のように感染症対策に努める。

①準備について

ア　給食当番の生徒及び教職員等の健康状態の把握

給食当番（以下、当番）や配膳を行う教職員は、毎日配膳前に、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食の配膳活動が可能であるかをチェックし点検票に記録すること。当番は主に担任がチェックする。→週に１回係がチェックする。（職員室前廊下にチェックシート回収ボックスをおく）

イ　当番に限らず全ての生徒および教職員のマスク着用

ウ　当番に限らず全ての生徒および教職員の手洗い、消毒の徹底

・流水と石鹸等による手洗い、アルコール等による手指の消毒を徹底する。
・手を洗った後は、着席をしてむやみにものをさわらないようにする。
・毎日清潔なハンカチを身に着けることを指導する。

エ　配膳台等の消毒の徹底

食器等が直接触れる箇所であるため、クラスワゴン、配膳台等は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やアルコール等で消毒をする。

※特に当番など配膳に関わる生徒については、教職員（担任）の立ち会いのもと、手洗いや手指の消毒など、確実な衛生管理を徹底する。

②配膳について

生徒へ配膳に関する指導を行うにあたっては、下記のことに配慮する。

ア　特に当番の生徒は、手洗いおよび消毒後に顔や頭、マスク等を触らないよう指導する。（副担がつく）

イ　配膳台等に密集しないよう配慮する。

ウ　箸やスプーンを配る当番や教職員は、口に入る部分に触れないよう注意する。

エ　配膳中は喋らない。

③喫食について

喫食する際には、下記のことを徹底する。

ア　机を向かい合わせにしない。

イ　会話は控える。

ウ　咳エチケットを徹底するために、机上にハンカチ等を置く。

エ　不要な出歩きはしない。

オ　おかわりは極力ないように、予め配膳時に教職員が調整する。（担任が行う）

④片づけについて

片付けを行う際には、下記のことに留意する。

ア　配膳台等に密集しないようにする。

イ　食後の食器、箸等には唾液が付いているため、各自で食器籠に戻す。

ウ　残菜は各自が使用した箸やスプーンを使って食缶等に戻す。または、教職員がゴムベラ等を使って食缶等に戻す。

エ　片付け後は、必ず全員手を洗う。

⑤その他

生徒が喫食中に嘔吐した場合については、通常の嘔吐物の処理と同様に対応する。

（３）部活動の実施

部活動を実施するにあたり、必ず顧問が生徒の状態や活動状況を把握する。活動に際しては、下記のことに留意する。

①保護者の承諾の上参加させ、無理をさせない。

②顧問は、健康観察カード等を活用し、生徒の体調管理を徹底する。

③休業日の活動においても、生徒の健康チェックを必ず行い、体調等に変化がないか確認をする。

④更衣等についても、３密を避けるよう配慮、指導する。

⑤手洗い等の基本的な感染症対策を徹底する。

⑥コロナ禍における体力の低下を考慮して、練習を計画する。

⑦室内の部活動においては、密閉空間とならないよう、ドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所などの消毒）など感染拡大防止のための防護措置等を実施する。（窓の開放が難しい活動については30分～1時間に1回活動を休止し、換気を行うようにする。）

⑧生徒が密集する活動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発生したりする活動については、安全な実施が困難である場合、当面の間、密集せずに距離をとって行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。

⑨部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回ししないよう指導する。

⑩活動時間や活動日数、対外試合や合同練習の実施等については、中体連および中文連の方針に基づき、また、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に準拠し、その時の感染状況も考慮し、校内の部活動方針に沿って決定する。

（４）登下校時の安全確保

下記のことに留意し、引き続き登下校時の生徒の安全の確保に努める。

①登下校の際に密接とならないよう指導する。

３．抵抗力を高めること

（１）規則正しい生活を心がけるよう指導する。

（２）十分な睡眠、適度な運動、１日３回のバランスの取れた食事を心がけるよう指導するとともに、家庭の協力を依頼する。